

1 号建物空調設備補修工事

件 名	1 号建物空調設備補修工事		
図 面 名	表 紙		
作成年月日	令和 8 年 9 月 1 4 日	図面番号	1 / 3
管理課長	営繕班長	合 議	設 計
所 属	陸上自衛隊 航空学校 宇都宮校 管理課 営繕班		

仕 様 書

1 件 名

1号建物空調設備補修工事

2 場 所

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊 北宇都宮駐屯地

3 工 期

契約日～令和8年12月18日

4 概 要

空調設備補修工事 一式

5 一般事項

- (1) 本仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書及び監督官の指示に基づき実施すること。
- (2) 図面又は仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し仕様書等に記載なき事項でも技術上必要な事項は請負者の責任において良心的に実施すること。
- (3) 作業の際、建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負者の責任において原形に復旧すること。
- (4) 現場の納まり等で材料・取付工法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更はないものとする。
- (5) 本作業に使用する材料はすべて新品とし、出荷証明書を提出すること。
- (6) 作業完了後、作業場所及び周辺の後片付け及び清掃を実施すること。また、作業中であっても適時、整理整頓すること。
- (7) 本作業で使用する官側の電気・水については、有料で実施すること。
- (8) 本作業に関連し発生した事故は、請負者において責任を負うものとし、官側は一切責任を負わないものとする。
- (9) 作業中における火災予防には十分注意を払うこと。
- (10) 本作業の写真は、カメラを使用し、作業前、作業中、作業完了後及び監督官の指示するところを撮影し、アルバム（A4）に整理した後、1部（カラー）監督官へ提出すること。
- (11) 本作業に使用する材料はすべて新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用すること。

6 特記事項

- (1) 本仕様書及び図面記載寸法は標準寸法につき作業に際して、細部原寸を確認し、実施すること。
- (2) 作業日時及び日程等については必ず監督官の許可を受けた後、実施すること。
- (3) 作業で発生した廃棄物については、産業廃棄物として処分し、官側が示す完了日までに、産業廃棄物管理票A票、B2票、D票、E票の写しを提出すること。
- (4) 作業で発生した金属類は、監督官の指示に従い所定の場所へ集積し、発生材調書を提出すること。
- (5) 電気工事完了後、絶縁測定を実施し異常のないことを確認する。
- (6) 配管工事においては、施工後、接合部から漏れがないことを確認する。
- (7) 本作業の完成検査は、作業完了後、検査官が検査を実施する。手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施する。
- (8) 作業完了後1年以内に作業箇所にて何らかの不備が生じた場合、無償にて手直し作業を実施すること。
- (9) 元請負人の現場代理人は、作業時間中、原則として作業所に常駐するものとし、下請負人のみによる作業を行わせないこと。

7 提出書類

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 現場代理人通知書 | (5) 完成届 |
| (2) 現場代理人略歴書 | (6) 出荷証明書 |
| (3) 工程表 | (7) 作業写真 |
| (4) 着工届 | (8) その他監督官が指示するもの |

8 内 容

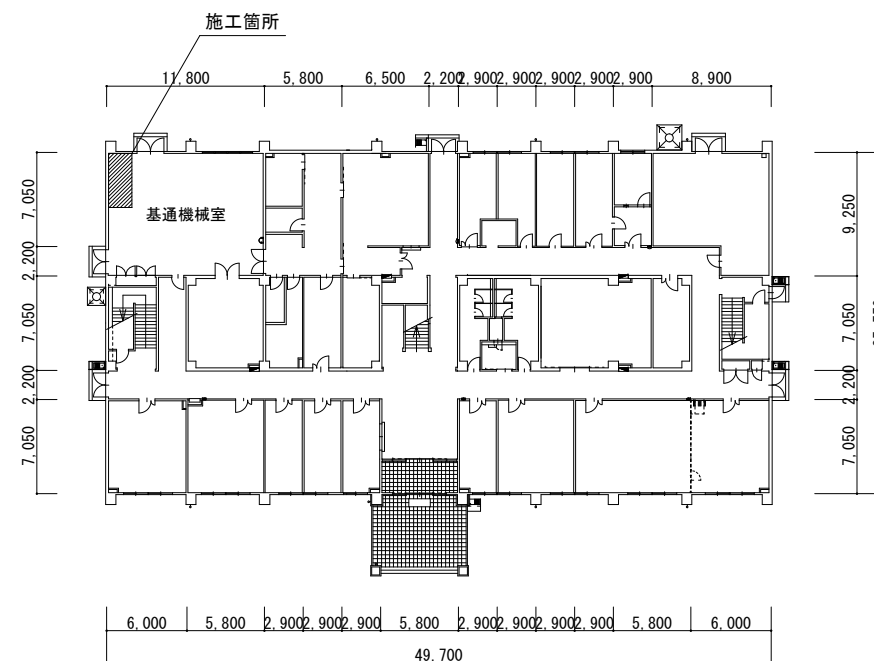
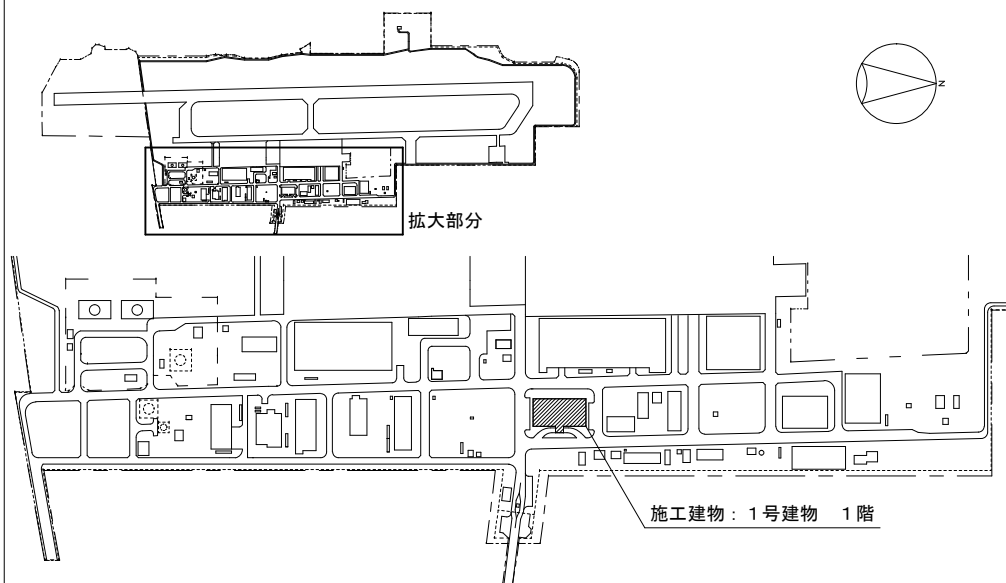
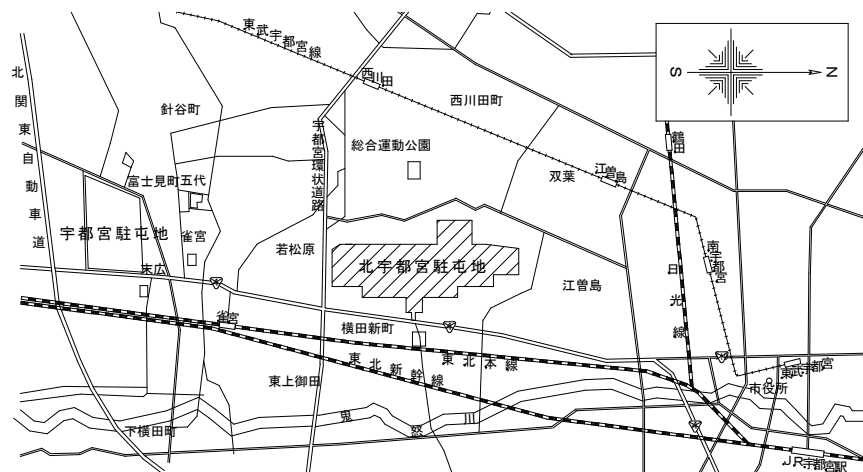
対象機器：ダイキン RZCP560J1・RZCP560J2・FVYCP560MR

内 容	材 料	規格等	数 量
冷媒ガス充填	冷媒ガス	R410A	1式
電動弁コイル取替	電動弁コイル	2568094	2個

使用材料は、表のとおり及び同等品以上とする。また、事前に承認図を提出し、監督官の承認を得てから準備すること。仮設資材を除いて全て新品とし、JIS規格品等の適用品とする。

- (1) 冷媒ガス充填前に耐圧試験を実施すること。
- (2) 冷媒回収後は、関係法令に基づき破壊処分し、処分が完了したことを照明できる書類を1部提出すること。

件 名	1号建物空調設備補修工事		
図 面 名	仕様書		
作成年月日	令和8年9月14日	図面番号	2 / 3
所 属	陸上自衛隊 航空学校 宇都宮校	管理課	営繕班



件 名	1号建物空調設備補修工事		
図 面 名	案内図・配置図・平面図		
作成年月日	令和8年9月14日	図面番号	3 / 3
所 属	陸上自衛隊 航空学校 宇都宮校 管理課 営繕班		